

平成28年（ワ）第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告ら [REDACTED] 外117名

被 告 国

平成29年（ワ）第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外92名

被 告 国

原告準備書面(19)の口頭弁論要旨

(新安保法制における国民等に対する権利制限)

2019（平成31）年1月 日

長崎地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 上 恵 梨

1. 原告らは、原告準備書面（15）において、「有事法制と新安保法制には密接不可分の連続性」があり、これらによって「国民・市民の権利が制限されること」及び「その制限の内容」を簡単に説明しました。

そこで、本準備書面（19）では、同準備書面（15）の延長線上において、さらに「新安保法制等の制度的な仕組み」を詳しく分析・検討し、「憲法改正を経ていない憲法違反の新安保法制が、その他の有事法制と相まって、国民・市民・住民（以下「国民等」という。）の生命・財産等の諸権利を侵害することとなり、これらの諸権利に重大な脅威となっていること」を明らかにしようと思います。

2. 新安保法制における国民等の権利侵害は、巧妙に隠蔽されているといえます。意図的と思われるほどに、各法律がいわばバラバラに規定され、その全体像を分かりにくくしているのです。しかし、これらの複雑な構図は、次のように整理することが可能であり、そのことによって、「新安保法制の全体の構図」と「国民等の権利侵害」の関係を明らかにすることができます。

(1) まず、今回の新安保法制は、その立憲的な制約を取り払い、憲法9条の限界を超えて「集団的自衛権」を是認するものであり、わが国の安保安法制を一举に違憲状態に追い込んでいます。

そのような違憲状況の中において、自衛隊の活動を法的に担保するのが「武力攻撃事態対処法」、「重要影響事態法」等であり、また、米軍等の外国軍隊へのわが国の支援活動を担保しているのが「米軍等行動関連措置法」ということとなります。すなわち、いわゆる「切れ目のない安保安法制」により、平時をも含む外国軍隊の武器等防護、国際平和共同対処事態、重要影響事態等における自衛隊の海外派遣、外国軍隊への支援、さらには存立危機事態、武力攻撃事態等（武力攻撃事態、武力攻撃予測事態）に対応して、自衛隊員はもとより、関連する支援内容に応じた国家公務員、地方公務員、民間事業

者・労働者らが動員される体制が構築されています。

- (2) また、安保法制の中核となるのは、「安保条約」とそれに基づく「日米地位協定」であり、条約と協定により、日本政府は在日米軍に施設・区域を提供し、国内法上の特例を与え、物資・役務の調達などの便宜を供与して、軍事行動の中核の体制を整えています。

武力攻撃事態等においては、港湾施設・飛行場施設・道路などの「特定公共施設等」が自衛隊・外国軍隊の用に供される体制が構築され、これらの施設等に関する国家公務員、地方公務員、民間事業者・労働者も、そのための役務の提供を求められることとなります。

また、武力攻撃事態等においては、ほとんどの国及び地方の行政機関が指定される「指定行政機関」、関係する「地方公共団体」、国立病院機構・道路会社・JR各社などの「指定公共機関」は、これら対処措置の実施の責務を負うこととなり、この責務の実施のために、国家公務員、地方公務員、指定公共機関の事業者・労働者が多数動員されて、危険な業務等に従事させられることとなります。

- (3) さらに、武力攻撃事態等においては、国民等は、「国民保護法」により政府の保護下に置かれ、その指示等に従わされる状態となります。国民等には義務は課さないとの建前ではありますが、同法によっても土地等の使用を強制されるなどの一定の権利制限を受けるとともに、避難誘導の客体となり、誘導の指示に従わない等の違反に対して、状況によって、自衛官・警察官の公務に対する違反として処罰の対象となることもあります。

また、武力攻撃事態等においては、自衛隊の戦闘行動、兵站活動、国民保護のために、国民等の土地建物及び物資（土地等）の強制使用・収用を余儀なくされることがありますし、また、安保条約により戦闘行動をする米軍等の外国軍隊のための土地等の使用・収用が行われることもあります。

- (4) 存立危機事態においては、自衛隊の戦闘行動としての武力を行使し、共同

の行動をする米軍等の外国軍隊への全面的な支援もなされます。また、政府は、集団的自衛権としての自衛隊による武力行使、国民保護に関する対処措置、後方支援等の物品・役務の提供のほか、国として、外国軍隊の支援のための必要な措置を実施することになります。

緊急対処事態においては、防衛省を含む指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関により、法律の規定に基づき、事態における攻撃の予防・鎮圧等の措置が実施され、事態の及ぼす影響の程度により、警報の発令、避難の指示、施設等の応急の復旧等の措置が実施され、国民等に対して種々の制限が課せられることになるのです。

- (5) 重要影響事態においては、防衛大臣その他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施することになり、関係行政機関は、自己の権限の行使について地方公共団体に必要な協力を求めることができます。また、その他の者に対しても、必要な協力を依頼することができるのです。さらに、国際平和共同対処事態においても、「協力支援活動」等の実施のために、基本計画が作成され、対応措置が実施され、物品・役務の提供、捜索救助活動が実施され、事態に応じた武器の使用も認められますし、船舶検査活動も実施されます。

3. 以上のとおり、新安保法制により、「戦時体制の整備」と「国民の動員体制」がほぼ完成している、ということが出来ます。もちろん、憲法上の人権規定等の違いにより、戦前の憲法と軍国主義体制の下での、国家総動員体制とは自ずから異なるところはあるでしょうが、その本質は同じといえます。また、最後の仕上げとしての「国家緊急事態」に基づく「人権の制限」等の導入が残されていますが、それも自民党は、「日本国憲法改正草案」にみられるように、その準備を着々と進めています。

いずれにしても、各事態に応じて国民等の被害の程度は異なっているものの、

その強弱は別として、すべての国民が新安保法制により権利制限等の被害を受けることは明らかなことなのです。真に被害を理解するためには、被害を受ける立場に立って、安保法制の構造を読み解くことが必要であることは言うまでもありません。安保法制により、すべての国民等が、等しく生命・財産等の侵害の淵に立たされているのです。軍事行動の前面に立つ自衛官、予備自衛官、前線等で救護にかかわる医師・看護師らの医療関係者はもちろん、軍事行動の支援活動（補給・修理等）を担う基地労働者、民間事業者・労働者、港湾・空港等の事業者・労働者、自衛隊法・武力攻撃事態対処法等により軍事行動の支援や国民保護に動員される国家公務員・地方公務員・指定公共機関の労働者ら、土地等の財産を収用される国民等、これらすべてが等しく危険にさらされ、そしてその権利の制限を受けるのです。また、海外で活動する民間PKO、国際協力活動に従事する人々なども紛争に巻き込まれ、テロ等の標的にされる危険性が高まります。

国民保護法により、危険地域へ動員される国家公務員・地方公務員・指定公共機関（労働者）と土地等を収用され、自宅への立入り等が罰則で禁止される国民等、軍事行動優先の下に、逃げまどい、爆撃等の被害を受ける国民等、いま、すべての国民等が違憲の立法により発生する戦争による生命・財産の侵害の危機にさらされ、そして、最大の尊重をされるべき人格権・平和的生存権を侵害されている常態にあるのであるのです。

わたしたちは、そのことを絶対に忘れてはならない、というべきです。

以上